

## 公益財団法人高知県スポーツ振興財団寄附金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者があらかじめ用途を特定して寄附した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (寄附金の受入基準)

第3条 財団は、寄附金が次の各号に該当する場合、若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公益法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人、法人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附を行ったことにより、税の不当な軽減を来たす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団が著しく資金の負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げるほか、財団の業務遂行に支障があると認められる場合及び社会通念上適当ではないと認められる場合

### (寄附金の受入手続き)

第4条 財団に寄付しようとする者があったときには、書面等により寄附金の申込みを受け付けるものとする。

2 前項により寄附金の申込みを受け付けたときには、前条各号の受入基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを決定するものとする。

### (寄附金の取り扱い)

第5条 一般寄附金については、50%以上を公益目的事業に使用し、残余を法人会計の管理費に使用するものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者が特定した用途に使用するものとする。

### (受領書等の送付)

第6条 財団は、寄附金を受領したときには、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第7条 財団は、年度末決算終了後速やかに、寄附金総額、使途その他必要な事項を記載した報告書を財団のホームページにおいて公開するものとする。

(情報公開)

第8条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、公益財団法人高知県スポーツ振興財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(細 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。